**特別な栄養管理が必要な施設における管理栄養士の配置**

（１）指定基準及び対象施設

　健康増進法第２１条第１項に「特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。」と規定されている。

　都道府県知事が指定する施設は、健康増進法施行規則第７条及び令和２年３月３１日健健発０３３１第２号厚生労働省健康局健康課長通知に示されている。

＜管理栄養士必置指定基準＞

|  |  |
| --- | --- |
| 指定基準  健康増進法施行規則第７条 | 対象施設  「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」  （令和２年３月３１日健健発０３３１第２号）厚生労働省健康局健康課長通知 |
| 一号施設  医学的な管理を必要とする者に  食事を供給する特定給食施設で  あって、継続的に１回３００食  以上又は１日７５０食以上の食  事を供給するもの | ・病院（許可病床数３００床以上）  ・介護老人保健施設（入所定員３００人以上）  ・介護医療院（許可病床数３００床以上）  ・病院等を含む複数の施設を対象に食事を供給する特定給食施設  （当該病院等の許可病床数(入所定員)の合計が３００床(人)以上） |
| 二号施設  上記以外の管理栄養士による  特別な栄養管理を必要とする  特定給食施設であって、継続  的に１回５００食以上又は１日  １５００食以上の食事を供給  するもの | ・救護施設、更生施設（生活保護法第３８条）  ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム （老人福祉法第５条の３）  ・乳児院（児童福祉法第３７条）、児童養護施設（同法第４１条）、福祉型障害児入所施設（同法第４２条第１号）、児童心理治療施設（同法第４３条の２）、児童自立支援施設 （同法第４４条）  ・障害者支援施設 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１１項）  ・事業所、寄宿舎、矯正施設、自衛隊等 |

※特定給食施設が１号施設及び２号施設又は複数の２号施設を対象として食事を供給する場合は、病院及び介護老人保健施設に該当する場合を除き、食事数の合計が１回５００食以上又は１日１５００食以上である場合は二号施設にみなされる。

※特定給食施設が法令等により栄養士を必置とされている複数の社会福祉施設及び児童福祉施設に限り、法第２１条第１項の指定の対象施設となる社会福祉施設等に供給される食事数が１回５００食以上又は１日１５００食以上となるものがある場合、二号施設とみなされる。

※事業所等では、主として事業所等に勤務又は居住する者により喫食され、かつ、事業所等で勤務又は居住する者の概ね８割以上が当該給食施設で供給する食事を喫食するものであって１回５００食以上又は１日１５００食以上供給する場合、二号施設とみなされる。

○健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）

（特定給食施設における栄養管理）

第２１条　特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。

２ 　前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。

○健康増進法施行規則（平成15年4月30日厚生労働省令第86号）

（特別の栄養管理が必要な給食施設の指定）

第７条 　[法第２１条第１項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%88%ea%8e%6c%96%40%88%ea%81%5a%8e%4f&REF_NAME=%96%40%91%e6%93%f1%8f%5c%88%ea%8f%f0%91%e6%88%ea%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000002100000000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000002100000000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000002100000000001000000000000000000) の規定により都道府県知事が指定する施設は、次のとおりとする。

一　医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に１回３００食以上又は1日７５０食以上の食事を供給するもの

二 　前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に１回５００食以上又は１日１５００食以上の食事を供給するもの

（特定給食施設における栄養士等）

第８条 　[法第２１条第２項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%88%ea%8e%6c%96%40%88%ea%81%5a%8e%4f&REF_NAME=%96%40%91%e6%93%f1%8f%5c%88%ea%8f%f0%91%e6%93%f1%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000002100000000002000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000002100000000002000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000002100000000002000000000000000000) の規定により栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設のうち、１回３００食又は１日７５０食以上の食事を供給するものの設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも１人は管理栄養士であるように努めなければならない。

○健康増進法施行細則（平成３１年４月１日　福井市規則第７６号）

(特別の栄養管理が必要な給食施設の指定等)

第３条　法第２１条第１項に規定する指定は、管理栄養士必置施設指定通知書(様式第４号)により行う。

２　法第２１条第１項の規定により指定を受けた特定給食施設の設置者は、指定を受けた後速やかに、管理栄養士設置報告書(様式第５号)を市長に提出しなければならない。管理栄養士を変更したときも、同様とする。

3　知事は、法第21条第1項の規定により指定した特定給食施設が省令第7条各号の規定に該当しなくなったときは、管理栄養士必置施設指定取消通知書(様式第6号)によりその指定を取り消すものとする。

（２）指定、変更及び取り消しの手続きについて

　　ａ．指定

①市長は特定給食施設事業開始届出書、変更届出書、栄養管理状況報告書及び巡回指導の結果に基づき、該当する施設の把握を行う。

②市長は管理栄養士必置義務施設に該当する施設が確認できたら、管理栄養士必置施設指定

通知書（様式第４号）を交付する。

③指定を受けた施設は管理栄養士設置報告書（様式第５号）を市長に提出する。

④管理栄養士設置報告書（様式第５号）は保健所が管理する。

様式第４号（第３条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　様

福井市長

管理栄養士必置施設指定通知書

　健康増進法第２１条第１項の規定により、下記の施設に管理栄養士を置かなければならない特定給食施設として指定します。

記

指定番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　号

給食施設の名称

給食施設の所在地

　給食施設の種類

ｂ．変更

管理栄養士設置指定施設は、管理栄養士設置報告書（様式第５号）の届出事項に変更があった場合は、同報告書にて市長に提出する。

＜管理栄養士設置報告書（様式第５号）記入事項＞

今回変更があった管理栄養士の管理栄養士免許証の写しを添付すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 記入方法・留意点 |
| 報告者の住所、氏名 | ・施設設置者の住所、氏名、電話番号を記入する。  ・法人にあっては、給食施設設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入する。  ・設置者が法人の場合は代表者をいうが、権限を委任している場合は委任されている者で構わない。公立学校の場合は教育委員会教育長とする。  ・調理業務委託の場合でも設置者は施設側をいう。 |
| 管理栄養士名 | ・報告時に施設設置者が雇用している常勤職員である管理栄養士の氏名を記入する。  ・常勤とは、原則として施設で定めた勤務時間をすべて勤務している者のことであり、雇用形態は問わない（おおむね週４日以上かつ１日６時間以上の勤務する者をいう）  ・他の施設と兼務で従事している者は除く。  ・育休等、期限が限定された臨時的任用職員は除外し、所属する職員（育休中等も含む）の氏名を記入する。 |
| 設置（変更）年月日 | ①新たに指定施設になった場合  ・施設が指定された日を記入する。 |
| ②すでに指定施設で、管理栄養士を新規に採用した場合  ・管理栄養士の採用日を記入する。(ただし、管理栄養士名簿登録日以降)  ・婚姻等で氏名や本籍地を変更した場合は管理栄養士免許証（書換え後）が交付された日を記入する（婚姻日ではない）。 |

様式第５号（第３条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　福井市長　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　報告者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては、その名称及び代表者の

氏名並びに主たる事務所の所在地

管理栄養士設置報告書

　管理栄養士を設置(変更)したので、福井市健康増進法施行細則第３条第２項の規定により報告します。

　給食施設の名称

　給食施設の所在地

　指定番号　　　　　　　　　　　　　　　指定年月日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 管理栄養士名 | 設置（変更）年月日 | 管理栄養士  名簿登録番号 | 管理栄養士  名簿登録年月日 |
|  |  |  |  |

備考

　管理栄養士免許証の写しを添付すること。

ｃ．取消

　　①指定基準に合致しなくなった場合は、指定を受けた施設の設置者は特定給食施設届出事項変更届出書（様式第２号）を市長に提出する。

　②市長は管理栄養士必置施設指定取消通知書（様式第６号）を交付し、速やかに指定を取り消すものとする。

様式第６号（第３条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　様

福井市長

管理栄養士必置施設指定取消通知書

　下記の給食施設に対する管理栄養士必置施設の指定を取り消したので通知します。

記

指定番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　号

　指定年月日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

給食施設の名称

給食施設の所在地

　給食施設の種類

　該当しなくなった日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

（３）管理栄養士未配置施設に対する指導、勧告、命令について

　①施設の設置者又は管理者に対し、管理栄養士配置促進に向けての指導を行う。

　②指導に対し、正当な理由がないままに管理栄養士を置かない特定給食施設の設置者に対しては、勧告に係る措置をとる。

　③勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなく、勧告に係る措置をとらない場合は、その勧告に係る措置をとるべきことを命じる。

（参考）管理栄養士配置計画書

　　　　　　年　　月　　日

　福井市長　あて

　　　　　　　　　　　　　　　設置者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

管理栄養士配置計画書

　健康増進法２１条第１項に基づき管理栄養士必置施設ですが、未配置のため、下記のとおり改善計画を立て、関係書類を添えて報告します。

記

　　　施　設　名　：

　　　所　在　地　：

|  |  |
| --- | --- |
| 配置予定年月日 | 具体的な改善計画 |
|  | *（例）新規に採用する。*  *現在配置されている栄養士に管理栄養士の資格を取らせる。* |

　　　※具体的な改善措置について、資料等確認できるものがあれば添付してください。

（記入者）

職・氏名

連絡先